

保育を必要とする理由について

大村市第2子以降認可外保育施設利用助成金の対象児童について、以下の①～⑩のいずれかに該当することが助成金の支給要件の1つとなります。

保育を必要とする理由	保護者の状況	助成金の対象期間
① 就労	月60時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む。）	就労が継続している間（育児休業中は除く。）
② 妊娠・出産	児童の母親が妊娠中又は産後間も無い状態	出産予定日2か月前の月初から産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末まで
③ 疾病・障害	疾病や障がいにより家庭での保育が困難な状態	疾病等が回復するまで（診断書による。）
④ 介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）が介護・看護を常時必要としている状態	介護・看護の必要がなくなるまで（診断書による。）
⑤ 災害復旧	地震・火災・風水害等の災害復旧に当たっている場合	復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	就労する意思があり、求職活動等に専念している場合	求職活動を理由に入所後累計90日を経過する日が属する月の末まで
⑦ 就学・職業訓練	保護者が大学等に在籍している場合や職業能力訓練を受けている場合	在学・訓練期間の終了日が属する月の末まで
⑧ 児童虐待・DV	児童虐待・DVにより家庭での保育が困難な場合	必要と認められる期間
⑨ 育児休業	育児休業をする際に、すでに保育所などに入所している児童がいて継続利用が必要な場合 ※新規入所・転園は出来ません	必要と認められる期間（就労証明書等による。）
⑩ その他	上記に類する状態として市が認める場合	必要と認められる期間

【①就労について】

就労として認められるのは、次のいずれかとなります。（）内は就労証明書に記載の雇用形態です。

- 1 雇用契約を結び就労している（正社員、パート・アルバイト、派遣・契約・会計年度任用・非常勤・臨時）
- 2 自ら事業を営んでいる（自営業主）
- 3 自営業専従者又は同居の親族が営む事業に従事している（自営業専従者、家族従業員）
- 4 その他（内職、業務委託など）

こども未来部こども支援課 施設利用グループ
〒856-0832
大村市本町413番地2 大村市こどもセンター
電話番号：0957-54-9100